

3 市町村別激甚災害、特別財政援助額及び嵩上げ国庫負担率

(単位：円)

都道府県	市町村	事業	所管	特例対象事業費	特別財政援助額	嵩上国庫負担率	特例国庫負担率
岩手県 (1)	奥州市	1	国	567,668,000	64,208,300	0.113	0.812
宮城県 (1)	栗原市	1	国	3,836,268,000	220,633,200	0.058	0.945
		3	文	161,092,000	27,331,100	0.170	0.837
		4	国	5,479,000	1,394,600	0.255	0.755
		計		4,002,839,000	249,358,900		
秋田県 (1)	東成瀬村	1	国	89,501,000	14,198,900	0.159	0.836
		3	文	3,439,000	563,400	0.164	0.831
		計		92,940,000	14,762,300		
新潟県 (1)	佐渡市 (離島)	1	農	2,911,343,000	352,235,200	0.121	0.921
和歌山県 (1)	新宮市	1	国	259,275,000	43,433,300	0.168	0.889
高知県 (1)	安田町	1	国	194,818,000	31,519,200	0.162	0.864
宮崎県 (1)	美郷町	1	国	103,013,000	13,260,600	0.129	0.803
沖縄県 (1)	与那国町	1	国	112,304,000	10,782,400	0.096	0.896
		3	文	4,483,000	430,600	0.096	0.896
		計		116,787,000	11,213,000		
	総計 8市町村			8,248,683,000	779,990,800		

(注1) 都道府県の欄中()書きは、激甚災害該当市町村数である。
(注2) 特に注意書きのないものは一般分であり、(離島)は離島分である。
(注3) (過)は過疎法適用地域である。
(注4) 事業名の内訳は、
1 公共土木施設災害復旧事業
3 公立学校施設災害復旧事業
4 公営住宅災害復旧事業 である。
(注5) 所管別としての表示は、
文 文部科学省
農 農林水産省
国 国土交通省 である。